

『葛巻昌興日記能楽関係記事稿』（貞享四年正月～六月分）

入口 敦志、江口 文恵、田草川みずき
深澤 希望、柳瀬 千穂、山吉 頌平
竹本 幹夫

本稿は、金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫所蔵の、前田

綱紀（初名綱利・天和三年末に改名。本稿では綱紀で統一表記）の小姓であった葛巻昌興の、延宝～元禄期にわたる私的な役務日記の中から、貞享四年度前半分を対象として、能楽記事を中心とする字芸等に関する記事を抜き出し、解説したものである。今回分も、頻繁に能を催す加賀藩家中の様子や文芸に関わる動きが活写され、また好文の士との昌興自身の交流の有様が見える。

本稿は二一世紀COE事業・グローバルCOE事業以来継続してきた加賀藩研究会の年次成果の一部として、『葛巻昌興日記』を『演劇映像研究2008』『演劇映像研究2010』『演劇研究』37・38・39・41・42号に連載して来た続稿である。掲載をご許可頂いた金沢市立玉川図書館近世史料館に深甚の謝意を表す。

【凡例】

- 一、本文の掲出にあたっては、極力原文の姿を生かすことに努めたが、読みやすさの便を考え、句読点・濁点を施し、漢字は原則的に新字体に改めた。
- 一、助詞の小書や欠字札の空格などは原文のままとした。後者については、原文に欠字札が取られていない部分も散見する。それらはそのままにしたため、本文表記上やや不統一が生じた部分がある。
- 一、本文中、割り注の部分は極力その通りとし、葛巻昌興本人により補入されたと思われる脚注的な小字注記は（ ）で括り、示した。
- 一、虫損等による判読不能部分は字数分を□もしくはは□で示し、文字の存在を想定した場合は□のごとく、当該文字を□で囲んだ。
- 一、各記事の掲出に当たっては、【 】で掲出記事の年月を小

見出しとして掲げ、その次に本文、さらに解説の順で記述した。

一、本稿執筆にあたっては、入口・竹本の指導の下で各メンバーが翻刻・解説を担当し、さらに入口・竹本がこれを校閲して内容の統一を図っている。

【貞享四年正月二日条】

二日 辛巳。時々雪降。五半時過、大広間御出座御半袴、御先立前田備前、御腰物葛巻平次郎、役之。今日御前伺候之輩、如昨日也。但、半袴也。奏者番者、長袴也。今日御目見之輩、昨日石川、河北兩御門勤番之物頭五人。所謂、小堀孫兵衛、山森伊左衛門、津田半佑、茨木伝右衛門、中村惣右衛門正政也。次御馬廻干組。但、五組相濟、鳥目引之。表御小將長袴にて勤之。其間矢天井之間江御退座也。四半時前御礼相濟、於柳之間、御扶持人猿葉竹田平四郎、諸橋市十郎、波吉左平次等、凡三十餘人、一統奉拜。永原権大夫披露之。〔御居間へ被為入刻、常ハ小書院より御通也。右御目見之事ニ付、柳之間御縁類より御通也。〕

今朝予六半時過、出仕髮斗目。未后刻退出。直ニ參入克明之許、為年始之義、青銅百疋進入之。其より往里見喜右衛門元茂之宅。其より昌藏之宅へ參、及薄暮帰宿独居。則、右昨今之事ヲ記也。

今夜御諷初也。六半時已前大広間御出座御のしめ。安房、佐渡、伊予、九郎左衛門、左衛門、同一之間ニ一列着座。御盃被下式

如例。〔御盃返上之刻、執次津田玄蕃勤之。〕次横山筑後、津田玄蕃、奥村因幡、御盃被下之。但、此三人者不能返上。次前田備前、同対馬、多賀新左衛門、并奏者番・公事奉行之人持、暨御馬廻・御小將之組頭、御鎗奉行有賀・町奉行里見七左衛門、其外常ニ勤番等之物頭以上之輩、〔且又五十川剛伯、〕御流被下之。御有、佐渡・伊予授之。此間御囃子三番并小誦諷之。

御囃子

弓八幡	平四郎	孫兵衛	太左衛門
東北	市十郎	治右衛門	甚右衛門
猩々	平四郎	市 佑	長左衛門
		二郎兵衛	金 七
		二郎三郎	五郎兵衛
		庄左衛門	

猩々平四郎舞之。畢而時服三被下之。但、御目録。則於御前伊予授之。〔市十郎・左平次、其外役者へ小袖ニ宛被下也。尤、於御前御目六頂戴ハ平四郎一人也。〕右御儀式、五時已前相濟、被為入云々。今夜御盃御流被下面々長袴也。給仕之面々も長袴也。

右今夜予依非番不出仕。就之、翌三日尋テ記之也。

国元での年賀拜礼と謡初の記事。年賀拜礼は、午前十時前に伺候の面々の御礼が済み、その後、柳之間において竹田平四郎、諸橋市十郎、波吉左平次をはじめとする、お抱え役者たち三十人ほどが拝謁した。献上品は永原権大夫が披露した。通常は小書院から御居間へ行くところ、今年はこの目通りのため柳之間御縁類からの御退座となった。

謡初めは午後七時前頃に始まり、八時以前に終了。盃の次第の間に、例年通り「弓八幡」〈東北〉「狸々」が奏された。「狸々」を舞い終えると、竹田平四郎は時服三重と目録を、諸橋市十郎と波吉左平次らは小袖二重を賜った。

なお、この日、筆者の葛巻仲四郎は午前七時から午後二時までの出仕で、夜は非番のため、謡初については翌三日に尋ねて書き記したものとある。

【貞享四年正月八日条】

八日 時々雪降。四時過、 厳有院殿様御佛殿江御参詣（御烏帽子、御直垂金色、御小袖白）。追付御還城也。

予今朝四時出仕、七時過帰宅。今夜平直政、源康雄等入来。其外橋爪種重、渡辺氏、太田氏、同来会諷謡之。且直政、

江口・梅枝・桜川・羽衣仕舞。予小鍛冶・土蜘蛛之脇。

この日、綱紀は厳有院殿（徳川家綱霊廟）へ参詣した。葛巻仲四郎は、午前十時に出仕し、午後四時過ぎに帰宅した。夜は仲間うちで、謡や仕舞の稽古に励んでいる。直政は生駒であろう。舞台上でワキを勤めることの多い昌興は、ここでも「小鍛冶」〈土蜘蛛〉のワキを勤めている。

【貞享四年正月九日条】

九日 時々雪降、寒風烈。

予今朝五時已前出仕、七時前帰宅。又暮六時出仕。五半時過退出。直往直政之宅。源正業来会。今夜直政諷初也。

午後七時前に再び出仕し、九時前に退出。その足で生駒直政宅へ寄り、前日と同じく仲間うちでの夜稽古に励む様子が知られる。

【貞享四年正月十日条】

十日 晴。五半時比より雪降。

予今日九半時前出仕、六半時比退出。直往昌蔵之宅。康征、康盛、且克明等来会。今夜諷初也。

この日も同じく夜稽古をする。午後七時頃に退出し、昌蔵宅へ向う。葛巻仲四郎の実兄大野木克明（葛巻内蔵助久俊の二男）も参会している。

【貞享四年正月二十五日条】

廿五日 朝風吹、時々雪飛散。至夜中少々降。

御恭様為年始御礼今朝御登城也。来朔日、御能御興行ニ付御目見之輩、可為十五日旨被 仰出。

御恭様が年賀拜礼のため登城。二月一日の御能興行の決定により、月例の御目見の儀は十五日となった。

【貞享四年正月二十九日条】

廿九日 晴。風吹、昼以後休止。

今夜於昌蔵宅、小鍛冶・大江山、稽古之。又依所望、土蜘蛛。以上三番也。

十日と同じく昌蔵宅において夜稽古が行なわれた。演目は「小鍛冶」〈大江山〉「土蜘蛛」の三番。配役は記されていないが、この日も

昌興はワキを勤めたか。

【貞享四年二月一日条】

二月小

一日 朝小雨洒。辰后刻より属晴。至昼快晴風静。今日当春御能初也。五半時以前より初七半時前相済。於大広間 御見物也。

如每被掛御簾也。御恭様ニも御見物也。是又如每天天井之廻

より小書院迄御簾也。今日九郎左衛門・左衛門・主殿・木工見

物被 仰付。其外年始ニ御礼申上御使番以上のせがれ、且また

御小将中不残、御馬廻之内役懸之面々、見物被 仰付也。頃日

古筆了珉初而罷下之処、幸今朝 御目見被 仰付、則御能見物

被 仰付也。御目見ハ御広間御出座被遊於矢天井也。今城定経

朝臣之新百人一首并御肴献之。次ニ竹田平四郎養子庄五郎初而

御目見、鳥目百足献之。是ハ江州膳所本多隠岐守殿家中之侍之

子之由也。去年平四郎罷下時分より相具候へ共、未披露不仕、

頃日及 高聴既如此也。

今日老中初ふくさ小袖麻上下也。

御能組

西王母 平四郎

甚助

次郎三郎
惣大夫

円七
五郎兵衛

大黒連哥

金右衛門

頼政 市十郎

甚左衛門

善七
庄左衛門

甚右衛門

東北 平四郎

友之進

孫兵衛
治右衛門

長右衛門

鏡男

吉左衛門

小塩 市十郎

七郎兵衛

市佑
二郎兵衛

大左衛門
五郎兵衛

玉葛 左平次

作兵衛

惣大夫
勘左衛門

長左衛門

御中入

当麻 平四郎

勘右衛門

孫兵衛
二郎兵衛

金七
甚右衛門

花あらそひ

弥市郎

御之能也

龍田 平四郎

友進

孫兵衛
二郎兵衛

大左衛門
長左衛門

殺生石 市十郎

与平次

勘左衛門
庄左衛門

長五郎
長左衛門

籠太鼓 平四郎

万右衛門

市佑
治右衛門

甚右衛門

金札 左平次

甚助

二郎三郎
惣大夫

円七
五郎兵衛

御能相済、被為入時分、矢天井之間ニ安房・佐渡・伊予・九郎左衛門・左衛門・主殿伺公。御目見也。備後儀ハ病氣ニ付、不能登 城也。

御能初の記事。一月は二日に謡初を行ったのみで、略式演奏でない能の催しは当年最初となる。

「五半時以前より初七半時前相済」とあり、午前九時前から午後五時前まで、日中ほぼずっと能が行われたことになる。綱紀の養女で

家臣長九郎左衛門に嫁した恭姫も見物するほか、家臣らにも見物が命ぜられた。

御能の前に挨拶に来た人物二名について解説しておく。一人は古筆鑑定家の古筆了珉で、今城定経筆新百人一首を献上した。了珉は古筆家の分家の生まれだが、四代目了周が前年の貞享三年に早逝したことに伴い、古筆家本家を継ぎ、始祖了佐から数えて五代目となった(『日本書画鑑定大辞典』『国史大辞典』)。代替わりと年始の挨拶を兼ねていたか。一度挨拶をしていたが、今朝綱紀に呼ばれ、御目見となり、能の見物も命ぜられた。献上した『新百人一首』の筆者今城定経(一六五六〜一七〇二)は、羽林家今城家の公家で、貞享四年時は正四位下右中将。後に正三位権大納言まで進む(『公卿人名辞典』)。同時代の書家でもあったようで、定経筆の和歌懐紙等が現存する。

もう一名は金春流役者竹田平四郎(広富)が連れてきた養子の竹田庄五郎、のちの権兵衛広貞である。前年に養父平四郎とともに京から金沢へ下向していたが、貞享三年中は目通りが叶わず、年が明けての御目見となった。庄五郎は、生まれは近江膳所藩本多家に仕える武士の家とある。『金春古伝書集成』の「竹田権兵衛家系図」によると、「実ハ内藤四郎左衛門重武三男」と注記があり、より詳しい出自がわかる。竹田権兵衛広貞自筆の般若窟文庫蔵「金春大夫八代以後嫡流庶子略系図」(享保五年五月九日奥書)で、自身について以下の如く記している(法政大学能楽研究所ホームページ金春家旧伝文書デジタルアーカイブより翻刻、句読点は任意)。

権兵衛廣富養子入実ハ弟子幼名内藤辨四郎

竹田権兵衛廣貞

貞享二年十三歳之時初而権兵衛廣富弟子ニ成申候。同三年師匠権兵衛召連金澤江罷越、同四年二月朔日権兵衛願之通養子ニ成、姓名共ニ相改竹田庄五郎と申、初而御目見被 仰付被下候。

(以下略)

貞享二年に十三歳で権兵衛広富に弟子入りしたとあり、貞享四年時は十五歳とわかるほか、「同四年二月朔日権兵衛願之通養子ニ成姓名共ニ相改竹田庄五郎と申」とあり、この日金沢城で挨拶した時のことが記されている。主君に拝謁した日が正式に養子となった日、ということであろう。

番組は乞能の〈龍田〉を含め、能九番狂言三番。シテを勤めたのは前述の竹田平四郎と諸橋市十郎、波吉左平次。朝に初御目見となった庄五郎は含まれていない。狂言は大蔵金右衛門・中村吉左衛門・馬場弥市郎。助演者は、京都の役者、金沢の町役者、江戸在住のお抱え役者藤本太左衛門(太鼓)、御細工者の加藤惣大夫(小鼓)、勲左衛門・市丞(以上大鼓)らが名を連ねる。年が改まり最初の催能で、公的な催しでもあるためか、年寄以外の家臣の名前は見えないが、年賀とはほぼ同規模の人数が参上した。

【貞享四年二月五日条】

五日 天快晴風少々吹。今朝天徳院^江為御名代伊予参詣。

来九日於奥御舞台御能初之御能御興行可被遊旨、若老中^江可申渡旨被 仰出也。

四日後の二月九日に奥舞台での御能初を催すことを若老中へ申し

渡すように命が下った。御能初の詳細は次条参看。

【貞享四年二月九日条】

九日 快晴風無。今日於奥御舞台御能初也。御恭様御拜見也。

且従 御恭様年始之御祝之御膳今日被進之也。則御中入之時分御振廻也。於奥御書院安房・佐渡・伊予・筑後・玄蕃・因幡・備前・對馬・新左衛門并勘解由へ御下被下之。依之、此面々熨斗目着用也。(其外御近習頭中、小泉勘十郎、暨定番御馬廻御番頭、且塩川安左衛門・永原治兵衛御振廻之事奉仕ニよて熨斗目着用也。此外ハ常服ニ麻上下也。) 御能五時以前初、七半前相済。

御能組

加茂 左平次 万右衛門 二郎三郎 加藤惣大夫 金 七 五郎兵衛

福神 金右衛門

経政 庄五郎 甚左衛門 加藤勘左衛門 隱岐 六之進 山東作左衛門

上野々宮 勘右衛門 孫兵衛 長左衛門

小鍛冶 生駒右近 葛卷仲四郎 二郎甚佑 円 七 五郎兵衛

上百万 万右衛門 孫兵衛 金 七 五郎兵衛 山東作左衛門

御中入

夕顔 平四郎 七郎兵衛 加藤勘左衛門 二郎兵衛 山東作左衛門
松風 多賀新左衛門 勘右衛門 孫兵衛 金子久兵衛 長左衛門

宝の槌 金右衛門

舍利 左平次 甚助 小塚善八郎 庄左衛門 長上権六

山姥 平四郎 七郎兵衛 加藤惣大夫 長五郎 五郎兵衛

じせん石 伊右衛門

蟻通 善十郎 万右衛門 小塚善八郎 庄左衛門 北嶋金助 長左衛門

岩船 庄五郎 太田清兵衛 加藤勘左衛門 四郎兵衛 五郎兵衛

友之進・作兵衛・与平次・甚右衛門・太左衛門・治右衛門・傳

右衛門・吉左衛門・弥市郎等ハ、二三日以前御暇被 仰出ニ付、

今日不相勤也。又六進・甚佑・権六・金助ハ御細工者望申者也。

今日うたせ見可申旨被 仰出、如此也。

奥舞台での御能初。座敷舞台での演能か。同月一日条に続いて見物に來た恭姫から年始の祝い膳が用意され、中入の時間に振舞われた。能十一番狂言三番のうち綱紀が(野々宮・百番)の二番を舞う。一日条で初御目見を果たした竹田庄五郎も(経政・岩船)を舞っている。番組を見ると、姓名ともに記してあるのは、家臣・御細工者・御歩で、名だけ記すのは、京都の御手役者・金沢の町役者等で、九日条番組に関しては表記に区別があるのがわかる。一日条の番組に較べて家臣や御細工者が多いのは、藩主も舞う私的な催しであるこ

とに加え、数日前に笛の山本甚右衛門、太鼓の藤本太左衛門、ツレの平井傳右衛門（竹田権兵衛弟子）、狂言の中村吉左衛門・馬場弥市郎らに暇を出して江戸や京都に帰し、玄人の役者が少なくなつたためである。御細工人として抱えられることを望む四名については、今日実際に打たせてみるようにとの仰せがあり、召し出して参加させた。細工人としての本業で雇われる前に、兼芸の力量を試し、召し抱えるかどうかの判断材料としたのであろう。四名のうち隠岐六進（小鼓）・中上権六・北嶋金助（以上太鼓）の三名は、『元禄雑記』（21世紀COE紀要Ⅸで紹介）1—3に名前が見える。不嶋甚丞（小鼓）は『加賀藩御細工所の研究（一）』^{（澤田）}所収『松雲院様御近習向習留帳抜萃抄』によると、「（注：同年七月二日）一、不嶋甚丞誓詞申付御細工所江相詰候様可仕候、御細工者之義ハ跡々御細工所ニおゐて誓詞申付候、向後も右之通相心得罷在候、今度御細工人中不残足軽ニ至迄誓詞相改候様ニ仕度奉存候、一往前書指上候様可有御座候哉、右之趣奉伺候、以上ノ六月廿八日 伊藤甚右衛門・関屋市右衛門・大河原八郎右衛門」とあり、御細工者が召し抱えられる際に誓詞を提出する先例となつたようで、貞享四年中に御細工所に雇われたことがわかる。『元禄雑記』に貸装束方を兼芸する針細工人不嶋源助の名が見えるが、その縁者か。また、〈岩船〉のワキの太田清兵衛も御細工人と思われ、『元禄雑記』1—3には、地謡方に同姓同名の人物名が見える。

【貞享四年二月十四日条】

十四日 陰。晩雨酒。（昨日竹田平四郎父子、春藤勘右衛門父

子、其外三人帰京御暇被下也。）

一日前の十三日に、金春流の竹田平四郎・庄五郎親子、ワキ役者の春藤勘右衛門・万右衛門親子らに京都へ帰る暇が下された旨を割注で記す。両親とも京都在住の加賀藩お抱え役者である。綱紀が参勤交代のため近々江戸に向かう予定のため、暇を出されたのであろう。綱紀は同年四月に金沢を離れ、江戸住まいとなる。

【貞享四年三月四日】

四日 雨降。今日御恭様蓮池之上御亭へ御越也。御催有之処、雨天ニ付御延引也。

予今朝辰刻以前出宿所、往善道寺（森下町也）見花。其より七面へ立寄、其より観音山へ行、其より詣 八幡、其より吉田茂和へ見舞、是豊佑瘡瘡ニ付而也。其より帰宅。午後出仕。

善道寺の花盛なりとて皆人も申つるよし聞へ侍けるに、やつがれハマかるべき暇もあらず。かつハ人目おほからん所に立まじはり侍らんもはゞかりありぬ。幸に今朝いとまありてしかも雨そゞぎ往還のわづらひあればもうづる人もおほかるまじとおもひたち侍けるに、みる人ひとりもなく花も漸散過ければおもひつゞけ侍ける

たづね来てひとりみてらの庭の面に散しく花のかけぞさびしき

春風の音にもたてし花なれどちりにし庭はとふ人ぞなき

所から常なき風の中をおもへとてしも花はちるらめ

導寺花見の歌。

善導寺（正しくは善導寺）での花見ならびに諸社寺参詣を記し、

花見の際の詠歌を載せる。妙音山善導寺は寛永十六年創建の浄土宗の寺院。「七面」は元和二年開創の日蓮宗の本覚山蓮覚寺の七面堂。七面大明神の絵像を安置する。観音山は、城より東方に位置する卯辰山の別名で、当地に観音院のあったことに由来する。昌興も観音院に参詣したのであろう。なお、当寺内の山王社の祭礼では、元和四年以降毎年神事が行われていた。「八幡」は卯辰山八幡宮。慶長四年に二代藩主前田利長が勧請した神社で、藩祖利家も祀られていた。吉田茂和は弓術で知られた吉田氏の先代。昌興の姉が嫁いでいたが、前年の貞享三年九月に死去している（本日記同年同月二十七日条。『演劇研究』第42号に翻刻）。豊佑は茂和嫡男（享保三年没）。余談ではあるが、善導寺の創立には昌興の祖父、隼人昌俊が関与している。その創建の由来は、高岡屋宗斎という人物が、能登の浜辺で靈託に従って見つけた、光を放ち「白髭」の謡を謡っていた面を、町奉行であった昌俊らを取り次ぎとして前田利常に献上し、結果、寺地を拝領したことによるといふ（『妙音山薬師縁記』〔金沢古蹟志〕「善導寺薬師如来並白鬚面來歴」所引、「貞享二年寺社由緒書上」〔日本海文化叢書〕）。後、その面は前田家よりお抱え役者で卯辰山神事能大夫の波吉宮内に預けられ、代々波吉家で保管されていたという（同「來歴」）。なお、加賀藩士、青地礼幹による『可観小説』は、昌興の日記より文化的事項や詩歌を多く引き掲載するが、右の善導寺で詠まれた和歌もすべて載せている（巻三十六「一、善

【貞享四年三月七日】

七日 天快晴風無。今日 御恭様蓮池之御亭江被為入也。今朝先金谷鋪御亭迄被成御座。其より御歩儀にて堂形通彼御亭へ被為入。夜ニ入蓮池より直ニ御帰宅被遊也。為 御対顔、両度彼御亭へ被成御座也。

（中略）

予今朝余暇ニよて直江谷の花為一見七時発駕、六半過至彼地。其より車之寺江立寄、四半時過歸宅。

直江の花に對して蜂腰二首

桜ばなたれ忍べとて深山辺にうへけん人の昔恋しき

あはれてふ猶幾春か忍ばまし漸ちり初る花のおもかけ
恭姫が綱紀の宮んだ茶室、蓮池亭を訪れたことを記した後、昌興自身が直江谷に花見に行き、和歌を詠んだことを記載する。この二首の和歌も『可観小説』同条に転載されている。直江谷は城より東方のあたりに位置し、「車之寺」はそれより少し北方にある法華宗寺院の宝乗寺（加賀郡車村）であろう。暦応二年建立の古刹。寛永年間再興の七面堂などの堂舎がある。

【貞享四年三月八日】

八日 天快晴。

今宵招請五十川氏満之、小瀬氏助信、室氏直清、佐々氏正業、及閑談。

五十川満之は濟之の誤記で、朱舜水に学び綱紀に仕えた儒者、剛伯であろう。小瀬助信は木下順庵に学んだ加賀藩の儒者。二代前の小瀬甫庵（『信長記』、『甫庵太閤記』の作者）から前田家に仕えていた。室直清は室鳩巢。佐々正業は未詳。或は正月九日条の源正業と同人か。前田家には、医師として仕えた佐々正益（寛文九年没）など、佐々姓の者がおり、正業もその系譜に連なる人物であろうか。本日記貞享三年六月二十八日条に「佐々常憲、同有妣、室順祥」を束髪させたという記事があるが、いずれかの人物に該当するか。昌興と室鳩巢、小瀬助信とが漢詩文のやりとりをしていたことは、本日記にも度々記されるが、（たとえば本日記貞享三年正月五日・九日条など。『演劇研究』第40号）、この記事は昌興と藩儒らが普段より親密な交際をしていたことを物語る。

【貞享四年三月九日】

九日 晴。今日御役被 仰付面々

御小將組頭

高田源左衛門

金沢町奉行

野村五郎兵衛

御加頓百五十七石

和田小右衛門

御持筒大組頭

原田又右衛門

小寺平左衛門

定番御馬廻番頭

今村伝兵衛

丹羽七郎左衛門

林十左衛門

右於檜間大年寄中年寄中列座、佐渡演述 御旨也。則右面々於長困妒裏間御目見、次後藤演乘、本阿弥次郎左衛門、御目見。

綱紀から藩士らへ役職等の仰せ付けがあり、彼らの御目見えの後に後藤演乘、本阿弥次郎左衛門の御目見えが行われた。後藤演乘は上後藤家の金工。下後藤家の悦乗と隔年交代で京より来沢しており、前年、貞享三年（一六八六）十月一日の本日記の条にも、悦乗（理兵衛）の名が見える（『演劇研究』第42号）。本阿弥次郎左衛門は本阿弥光伝。系譜上は本阿弥光悦から数えて四代目にあたる人物。前田家と本阿弥家とのかわりは、光悦の父、光二の代にまで遡り、光伝は三百石で召抱えられていた（横山方子「本阿弥光悦の子孫と金沢」〔『金沢大学文化財学研究』五、二〇〇三年三月〕）。普段は在京であったが、演乘と同様に今回加賀に下ってきていたのである。

【貞享四年三月十日】

十日 陰。風烈。昼以後風休止雨降。晚来雨晴。（中略）

予今朝余暇ニ付五時過往昌蔵之宅、脇稽古二番。紅葉狩・羅生門、後ノ出端より。仕手ハ丹後・善十郎也。八時より

当番ニ付、九半前直登 城。

昌蔵は昌興長兄とする説もある（高木喜美子氏『大野木克寛日記』二〇一一年桂書房）別巻の解題）。あるいは能組に見える「平次郎」か。貞享三年十二月十日にも昌蔵の家で稽古が行われており、この日も昌興、善十郎が参加している（本日記・同日条、『演劇研究』第42号）。自らが綱紀より指名されたワキの稽古として、昌興が右

二番の後場のワキを勤めたのであろう。丹後と善十郎（別人か）がそれぞれシテを勤めた。他にも数番の謡権占が行われたのであろう。

【貞享四年三月二十六日】

廿六日 天快晴風無。今日於奥御舞台御能御興行也。五半時比初七半過相済也。御恭様御見物也。

御能組	高砂	鷹盗人	上 江口	上 飛越	杜若	黒塚	御中人	上 浮船	上 梅枝	仏師
	市十郎 連八佑	葛卷仲四郎	連善駒右近 善十郎	長左衛門	陸佑	左平次		左平次		
		孫兵衛 惣大夫	甚左衛門 甚右衛門	市佑 二郎兵衛	清兵衛	甚助		甚左衛門	七郎兵衛	金右衛門
		孫兵衛 惣大夫	次郎三郎 庄左衛門	市佑 二郎兵衛	善八郎 六進	葛卷平次郎 庄左衛門		二郎三郎 惣祐	孫兵衛 惣大夫	
		五郎兵衛	権六郎 作左衛門	長左衛門	堀部勝之助	金七 五郎兵衛		五郎兵衛	作左衛門	

西行桜 市十郎 甚助
善界 長谷川主計 甚左衛門
燒栗 金右衛門
勘左衛門 金子久兵衛
勘左衛門 甚助
勘左衛門 甚助
五郎兵衛

小袖管我 市十郎 連善十郎・七郎兵衛
橋弁慶 連仲四郎・甚左衛門
牛若主計 牛若主計
呉服 左平次 甚左衛門
彦三郎 長左衛門
六進 長左衛門

今日大老中御家老役若老中并玉井勘解由、且又当番頭分之面々等拜見被 仰付。佐渡儀ハ御産之御催有之ニ付在宿也。
御中入之剋於奥書院大老中より玉井迄御料理被下也。又平田内匠・五十川剛伯・後藤演乘、拜見被 仰付。此三人於菊之間御料理被下也。

今日七半時過 御姫様御誕生御扶持云々。

恭姫をはじめ、老中以下当番頭分の侍が見物する中、午前八時より午後四時頃まで奥御舞台にて能が興行され、綱紀が「江口」へ梅枝へ「橋弁慶」を舞った他、昌興（仲四郎）も「高砂」と主君がシテをつとめる「橋弁慶」に出て、それぞれワキ、ツレを演じた。〈善界〉でシテ、〈橋弁慶〉で牛若をつとめる長谷川主計は、本日記の四日前にあたる二十二日条の、召出しの御礼に上がった人物の一覧に、「頼母嫡子長谷川主計」とある者であらう。このとき御奥小將組に仰せつけられたとあるから、若年であったと考えられる。また平田内匠、五十川剛伯、後藤演乘といった面々も拜見を仰せつけ

られ馳走に預かっているが、平田内匠は中原職資、地下の官人で、有職故実に通じていた人物。こうした催しに家中の侍や客人のみならず文事や工芸をもって仕える者らも拝見を許されるのが恒例であった。また、この日、綱紀の新たな姫君（豊姫。母は津田康政女で綱紀側室の保寿院）が誕生したが、大老前田孝貞（佐渡）が在宿したのはこの出産と関連するか。ちなみに豊姫は後に孝貞嫡孫の孝資に嫁すことになる。

【貞享四年四月二十一日条】

廿一日 晴。今朝戸田山城守殿・牧野備後守殿・松平長門守殿へ可被成御座旨之処、御気色御不快ニ付御出無之。

諸橋市十郎事、昨晚喜大夫と改名被 仰付也。一昨日金沢より参着。

四月十九日に金沢から江戸に到着した御手役者・諸橋市十郎に、喜大夫への改名が仰せ付けられた記事。諸橋の家系・来歴等については、「前田綱紀時代の加賀藩資料に見える能楽」（『演劇研究センター紀要VI』）に詳しい。

元は金春流で、綱紀の意向により一時期は喜多流ともなった諸橋だが、貞享三年閏三月十一日（『葛巻昌興日記』能楽記事稿（貞享三年閏三月・四月分）参照）、將軍綱吉が愛好する宝生流への傾倒を深めていた綱紀に、同流への転流と宝生九郎への師事を命じられた。あるいはこうした事情が、改名の契機となったか。本日記中에서도、諸橋が次に登場する四月二十六日条より、「諸橋喜大夫」と記されるようになる。

【貞享四年四月二十六日条】

廿六日 晴。今朝五時過 牧野備後守殿へ御見舞被成。且又保科肥後守様・松平長門守殿へも被成御座。四半過御帰館。今昼松平越中守殿御振舞也。御相伴小笠原彦大夫殿・村上三右衛門殿・竹田法印也。御勝手へ前田相模守殿・本多弥兵衛殿御出。吉村宗利同参候。

於大書院御饗膳御盃之内、謡被 仰付也。保生政之佑・諸橋喜大夫、替々諷之。

越中守殿、御盃ヲ伊予・玄蕃・信濃へ被遣之。御料理以後、御囃子三番被 仰付。

三 輪 喜大夫

石井 孫兵衛
樋口 治右衛門

藤本 太左衛門
森田 庄兵衛

東 北 政之佑

金春 三郎右衛門
幸 清 六

庄兵衛

祝 言 同人

孫兵衛
治右衛門

太左衛門
庄兵衛

右畢而八半時過、御客衆御退出也。来六日越中守殿江御招請之事、則今日御約束被遊。御客衆御帰以後、於御料理之間御囃子二番被 仰付。有合候頭分之輩、可承之旨被 仰出也。

羽 衣 政佑

三郎右衛門
清 六

太左衛門
庄兵衛

梅 枝 喜大夫

市 佑
惣大夫

庄兵衛

七半比より於桐之間、左之通御稽古御能有之。

龍田 喜大夫つほ折
 市^{手拍手} 佑右衛門
 路右衛門
 湯谷 御装束
 孫兵衛^革
 治右衛門
 海士 同
 勘左衛門^同
 治右衛門
 勝之助
 太左衛門
 作左衛門

右いづれも脇の謡出より諷之。

越中守殿御振舞之内、惣様常之袷麻上下。

松平越中守定重を招いての饗応では、まず盃事の間に、宝生九郎の息・政之佑と諸橋喜大夫が交代で謡を謡い、料理が振舞われた後で、舞囃子が三番披露された。《三輪》を喜大夫、《東北》《祝言》を政之佑が勤め、囃子方は幸清六（金春座付小鼓方）・森田庄兵衛（観世座付笛方）・金春三郎右衛門（金春座付太鼓方）といった座付役者に加え、石井孫兵衛（京都）・藤本太左衛門（江戸）などの御手役者が勤めた。

八つ半（午後二時）過ぎ、客人達が帰ると、綱紀は御料理の間で舞囃子を二番所望。七つ半（午後四時）過ぎからは、桐の間に場を移し、稽古能が三番行われた。《龍田》の喜大夫は簡略な壺折装束で、大鼓の加藤市佑（金沢・御細工人）も手拍子だったが（小鼓「路右衛門」は治衛門の誤記か）、綱紀自身は《湯谷》《海士》で装束をつけて舞い、大鼓の石井孫兵衛・加藤勘左衛門（金沢・御細工人）も楽器を用いた。三番とも、一曲通して演じるのではなく、一部（前半であろう）が略された。

【貞享四年四月二十八日条】

廿八日 曇。今朝 御登 城如恒。

安芸守様^{江兼}而より依御約束、從 御城直^ニ被成御座。但桜田御屋敷也。且御能御興行云々。

御能組之事如何様ニも、御好次第可被 仰付之旨先日被 仰進有増被 仰遣候処、則何茂宜御能之由にて、被 仰遣御能を以兩通御調被成候御趣、其内少々御指引被 仰遣左之通相極也。

三 龍田 保生大夫（御城江罷出^ニ付、権左衛門被仰付也） 弥三郎

一 実盛 喜多権左衛門 弥三郎

二 湯谷 金春大夫 春藤源七（源七登、城ニ付、高安彦九郎）

八 大仏供養 保生大夫 弥三郎

四 富士太鼓 同 藤八

五 柏崎 金春 源七

六 海士 保生 同

七 昭君 金春 藤八

九 祝言 喜多権七 同人

今朝御目見之刻、御三家様方ニ中将様 公方様御能御拝見之儀御願之旨、備後守殿御披露之処、近日被遊可被懸御目之由 上意之旨、但今日甲府様御 気色悪敷、御登 城無之付、御日限者不被 仰出之由云々。右為御礼直^ニ御老中方并備後殿へ被成

御座、其より安芸守様江被成御座由、今朝御城より直ニ安芸守様江被成御座旨にて、御供中松田口江廻候処、俄ニ右之通にて先山城殿より御先ニ被成御座ニ付、御供中又大手江馳参之由也。今日俄ニ安芸守様江為 上使、大久保加賀守殿御国許江御暇被逐。上使八時過御越之由。依之御能八半比より初由。御帰館九時少前也。

御帰被遊追付信濃召之。今朝於 御城御 仕合之趣、伊予・玄蕃江可申聞。且又頭分以上之輩江も可申聞旨被 仰出。則今夜有合候頭分之輩江先々伊予・玄蕃言達之。

今日御能組如右相極候処、九郎并源七 御城江被 召之。俄之儀ニ付、寂初実盛、其より右一・二付之通ニ有之由、九郎・源七も隙明又参上申也。

安芸守様江之御供中、侍分之輩御料理被下也。御能見物被 仰付云々。

綱紀が、広嶋藩主・浅野安芸守綱長郎での能興行に招かれた記事。以前からの約束ということで、綱紀の好みが考慮され、〈龍田〉〈実盛〉〈湯谷〉〈大仏供養〉〈富士太鼓〉〈柏崎〉〈海士〉〈昭君〉〈祝言〉の曲順で九番の演目が定まった。ところが、〈龍田〉〈大仏供養〉〈海士〉を勤める宝生九郎、および〈湯谷〉〈柏崎〉のワキを勤める春藤源七（金春座付ワキ方）に、江戸城より突然のお召しがあったことで、急遽番組の順序を入れ替え、曲名上部に示された漢数字の順に演じられた。九郎・源七はお召しから戻って舞台に立ったが、〈湯谷〉のワキのみは、源七に代わり高安彦九郎が勤めた。

この日は、朝から予定の変更が相次いでいた。江戸城にて御目見

えの際、綱紀が將軍綱吉の御能拝見を願っている旨、側用人・牧野備後守成貞から披露されると、近日中にとの上意があった。そこで、綱紀は直ちに老中方や備後守の許へ御礼に参じ、その後安芸守の松田屋敷に向かった。さらに、安芸守の許に急な使いがあり、その到着が八つ（午後一時）過ぎだったため、能興行の開始は八つ半（午後二時）過ぎにずれこんだ。その結果、綱紀の帰邸は九つ（夜十一時）少し前になったという。

なお、春藤源七の代役を勤めた高安彦九郎については、「前田綱紀時代の加賀藩資料に見える能楽」（『演劇研究センター紀要VI』）所収の別表Ⅲ「役者一覧」中に「彦九郎」の名で立項され、姓と流儀は「高安?」とした上で、備考に「元禄期南都出勤記録に「高安彦九郎」あり。但し表章氏は誤写かとする」と注記されている。これに対し、本条での姓名の記載は、加賀藩資料の「彦九郎」が高安彦九郎であることの傍証ともなるだろう。

【貞享四年五月一日条】

朔日 雨降。今朝御登 城如恒。

今日、御目見以前、御老中并備後守殿御列座にて、於二之九郎能御拝見之御日限、来三日と被 仰出由、御演述之由。且又御目見之刻 中将様も御能御勤可被成旨 御直之 上意之由。甲府様、尾張中納言様、紀伊中納言様、同中将様、水戸少将様、是又御同事之由也。

從 御城肥後守様江御寄被遊。今朝御城内御供、永井伝七郎、村惣次郎、并子也。伝七郎、予、御用有之間、是ニ可罷在旨、

肥後守様江被為入時分被 仰出。其以後伝七郎御座敷江召之、

御能御拜見之御日限等被 仰出。御礼江御内所より御使被上儀

など被 仰含。次予召之、宝生大夫方へ二三日中伺公可仕旨、

且又御手役者共御中屋敷へ可召寄置旨、被 仰付也。

為右御礼御老中方并備後殿へ被成御座。九時頃御中屋敷へ御帰

館也。若老衆、御側衆江者御使者被遣之也。

今夕七半頃より於御料理之間敷舞台、御能三番有之。

兼 平 長谷川主計 太田清兵衛 加藤勘左衛門 堀部勝之助

上 梅 枝 同人 石井孫兵衛 樋口治右衛門 山東作左衛門

熊 坂 諸橋喜大夫 同人 加藤市佑 治右衛門 同人

月例の江戸城への登城の際、綱紀は、御目見の前に、老中と側用人・牧野備後守から来る三日に二ノ丸での御能拜見の上意を申し渡される。四月二十八日に甲府宰相の体調不良・不在につき、詳細の告知が見送られた件である。また御目見の時には、將軍自身から能を勤めるよう命じられる。甲府宰相綱豊、御三家の面々も同様のこと。綱紀はその後、保科肥後守邸に寄る。本日受けた命について肥後守に相談したのだろうか、その直後、待機させていた永井伝七郎と筆者昌興に、御礼の使者と役者への連絡をそれぞれ命じ、準備にかかる様子が窺える。七半頃の能ほどのような名目で行われたか特に記していないが、綱紀が二十一日の当該の催しと同じく「梅枝」を舞っているので、早速その稽古に取り組んだものと思われる。日取りと番組の正式な告知は十五日だが、本日すでに内定していたか。

【貞享四年五月三日条】

三日 快晴。六時 二之御丸江御登城。御敷斗目、御半上下。

甲府様、御三家様方、於御同席 御能御拜見。御目見三ヶ度

御懇之 上意有之。且又御能相済、御手自御伽羅被進之。七

時頃、二之御丸御退出。直ニ為御礼御本丸江御上り被成。其より

御老中方、備後守殿、并稲垣安芸守殿、秋本但馬守殿、喜多見

若狭守殿、松平伊賀守殿、且又肥後守様江被成御座。及薄暮御

帰館。稲垣殿などへ被成御座候事、今日初而也。甲府様、御三

人様方も御老中方江被成御座也。

今日御能ニ付、檜御重御献上也。御内所へも同御進献也。

御 白 鬚 御能 平岡石見守殿

田 村 村越三三郎殿

東 北 牧野備後守殿

御 道成寺 山本忠兵衛殿

海 士 斎藤飛騨守殿

御 御中人

御 自然居士 平岡信濃守殿

祝 言 シテ 黒田三三郎殿

御 千秋葉をも謡相済已後

船弁慶 平岡石見守殿

重而祝言之謡有之

今日御城内御供、土方勘解由、生駒右近、村宗次郎、津田半大夫。昼より為代、永井伝七郎、三吉助左衛門、高田久兵衛、予、

罷越也。銅御門より内、御供去年之通兩人宛。其外者様子次第可罷通旨、今朝被_レ仰出候由也。昼より代ニ罷越、永井ト予兩人同道ニテ罷通、銅御門之内御番所ニテ代ニ罷越旨相断、罷通。御本丸ニテの通、御玄関鏡板之上ニ罷有也。則右近と相代也。

此時、道成寺祈之内也。御舞台程近、謡之分も聞ル也。今日御先立之事、銅御門より内、十四五間ハ御先立仕、其よりハ見合御先せぎ申事_茂無之候ハ、御先立仕ニ不及旨被_レ仰出之由也。

依之御退出之刻も銅御門外迄、永井ト予兩人ながら御跡ニ御供仕也。御先へ甲府様、御三人様方被成御座也。

御拝領之御伽羅、紫羽式重之御服紗包ニして御交名札ニ書相副、郡司利清持罷出。永井伝七郎請取之。未御出之御間者可有之体故、則銅御門外へ持罷越、御挾箱ニ入之也。甲府様、尾張中納言様、紀伊中納言様、同中将様、水戸少将様、御拝領之御伽羅同御認也。水戸宰相様ハ未御在所ニ被成御座ニ付、今日御登城無之。且又松平左京大夫殿、同撰津守殿、同出雲守殿、同讃岐守殿、刑部大輔殿、播磨守殿なども御拝見也。尤御伽羅御拝領ハ無之。

〔貼り紙〕夜四時以前御帰館

一日の登城の際に伝えられた二之丸での能の詳細についての記事。將軍は「白髭・道成寺・自然居士・船弁慶」のシテを演じた。綱吉以外の立ち役は旗本などの面々が勤める。

筆者昌興は交代で昼から供をして城中に待機している。会場までの通り道の様子、囃子や謡が聞こえてきたことなども記される。將軍から伽羅の下賜もあり、その次第も記される。

綱紀が江戸城を退出後、挨拶に廻った先の一人に、若年寄・稲垣安芸守が挙げられ、「稲垣殿などへ被成御座候事、今日初而也」と注が付されているが、本日の御能拝見の祝いの自邸での催能に招いたり、また二十一日の会には楽屋奉行をつとめていたり、若年寄は江戸城での能の行事に関わる上で重要な人物であった。

【貞享四年五月四日条】

四日 晴。去廿八日被逐行 御即位ニ付、今日御登城。但戸田山城守殿_江被成御座、其より肥後守様_江御寄被成、於是時刻御見合御登城、其より牧野備後守殿へ御息女御死去御悔として被成御座、九時御帰館。

八時過、宝生大夫参上。於表御居間 御目見。則御仕舞御稽古有之。

この日の綱紀は、東山天皇即位に関連する登城、牧野備後守邸への弔問などの外出から帰ると、二十一日に向けてか、午後は宝生大夫の稽古を受けている。

【貞享四年五月六日条】

六日 晴。五半時以前、松平越中守殿_江被成御座。夜四時以前御帰館。是能依興行也。御息豊五郎殿、三郎助殿之御能被懸御目。

綱紀は朝早くから夜遅くまで、前田利常の娘・松姫を正室に持つ松平越中守定重の屋敷に子息の能を見るために出掛ける。

【貞享四年五月七日条】

七日 晴。今昼、宝生大夫并一曾六郎左衛門依 召参上。則御稽古有之。

四日の稽古については宝生大夫の名のみ記されていたが、この日は笛方も共に稽古に参上している。二十一日の《梅枝》所演にむけて、舞事の集中的な稽古などが行われたか。

【貞享四年五月九日条】

九日 朝雨降。晚來時々小雨降。

今日、安芸守様御招請也。今度 御能御拜見ニ付、為御祝義御能御興行也。依之朝より被 仰請度之旨、兼而被 仰遣。然共、今朝松平出雲守殿へ御約束有之。出雲守殿御仕廻直ニ被成御出由にて、四半比御出被成、於大書院御饗也。御能者小書院之御勝手を舞台ニ被 仰付也。安芸守様御着座。先御熨斗出、追付御能初、暮六時相濟、御湯漬など出。六半比御退出也。御中入者八時過也。

御相伴、浅野土佐守様、仙石越前守殿、小出備前守殿、土方木工之助殿、時田権佐殿、舟越左門殿、小堀土佐守殿、三好丹波守殿等也。御勝手江内記様、前田相模守殿、溝口豊前守殿、前田采女殿、同伊勢松殿、横、山内記殿、同主殿殿、同采女殿、坂井八郎兵衛殿、本多弥兵衛殿等也。

御能組

高 砂 宝生元春藤 石井孫兵衛 親世左 吉
 新佑礼脇也 幸清 六 一曾 六郎左衛門

忠度 諸橋喜大夫 久兵衛 加藤勘左衛門 忠二郎

松風 金春八郎 春藤源七 高安 三太郎 藤田庄兵衛

車僧 喜大夫 同人 樋口権十郎 藤本 大左衛門

邯鄲 宝生 新佑 金春 三郎右衛門 左 吉

御中入 葵上 金春 源七 金春 三郎右衛門 助 太左衛門

禅師曾我 宝生 新佑 加藤市佑 治右衛門 太左衛門

百万 金春 久兵衛 清三郎 庄兵衛 左 吉

山姥 宝生 新佑 清三郎 庄兵衛 左 吉

御乞能 長良 松井 十左衛門 源七 菅原 二郎三郎 太左衛門

金札 安浦源太郎 久兵衛 加藤惣大夫 忠二郎 太左衛門

あそう 仁右衛門

なきあま 同人

かき山伏 同人

ぶあく 同人

今日昼時分より、松平越中守殿、六日ニ被成御座候為御礼御出。則御能御見物也。

二十一日の演能の際、楽屋奉行を勤めることになる、稲垣安芸守を主客として招いた、三日の御能拜見の祝儀能の記録。

【貞享四年五月十一日条】

十一日 陰。至昼快晴。今度御拜見之御首尾、御恭様江委細以御使者被 仰遣。且又安房、佐渡、壹岐、備後、九郎左衛門、左衛門、筑後、因幡、对馬江茂被 仰下。御使由比孫兵衛被 仰付今夜出。御前江召之 被 仰渡、御羽織一被下之。
三日の御能拜見の仔細を国元へ使者をもって伝えようという綱紀の意向を記す。『参議公年表』を参照すると由比孫兵衛を使者として公的な連絡があったことが記されており、本日記と合致するが、別途私的に知らせたであろう恭姫の名がまず挙がっている点に、綱紀の彼女への心配りが見受けられる。

【貞享四年五月十五日条】

十五日 晴。今朝 御登城如恒。御能御日限之事、廿一日と被 仰出。其上於 御前御懇之 上意有之ニ付、為御礼直ニ御老中方、備後守殿へ被成御座。九時少前 御帰館。竹田平四郎儀、今日京都より到着。則今夜御屋敷へ罷出也。十九日、廿九日御能之事等被 仰出。其上平四郎事、親之名権兵衛ニ可相改旨、可申渡由、御用人迄被 仰出。

於 営中廿一日之御能組

高砂 紀伊中将様
八嶋 甲府宰相様

杜若 紀伊中納言様
梅枝 加賀中将様
殺生石 水戸少将様
乱 尾張中納言様

一日に上意を受けていた能の日取りと演目・配役が、本日正式に申し渡される。またこれから続く用務のために竹田平四郎が京都から参上する。その平四郎に親の名、権兵衛に改名するようにと申し渡す。平四郎の権兵衛襲名(改名)を綱紀が決定したことを示す記録。

【貞享四年五月十七日条】

十七日 四半過、御宮御参詣。今夜御稽古能有之。
百万 万右衛門
箆 主計 与平次
梅枝 友之進
葛城 右近 仲四郎
右近御前ニ隙入有之付つば折也。其外いづれも装束也。

明後日の仙溪院見物の能と二十一日のためと思われる稽古。主計・右近所演分以外は、昌興が綱教の太刀持を勤仕した《橋弁慶》を初め、綱紀がシテであろう。公用のあった右近は略式の壺折姿で他は装束を付けた旨が注記されており、本格的な稽古だったことが分かる。

【貞享四年五月十九日条】

十九日 時々小雨降。今日御稽古御能被遊。仙溪院様御見物也。御舞台^者小書院御勝手也。御簾者大書院御廊下より至小書院被垂。

今日御能ニ付、前田了心、牧村兵四郎殿、木下順庵、同順信、森雲仙、吉村宗利參上候様ニ被 仰出。いづれも祇公也。且又御家中之面々拜見被 仰付也。今日惣様麻上下着用之。

御能組	加茂 喜大夫	夷毘沙門	籠 主計	野宮 九郎	文ずまふ	梅 枝	藤 永 政佑	あハち柿	雨 月 権兵衛
	万右衛門	吉左衛門	与平次	万右衛門	弥一郎	権右衛門	友之進	吉左衛門	万右衛門
	市右衛門丞	三助	権十郎	清九郎二六		九郎二六	清左衛門六		市左衛門佑
	太左衛門	作左衛門		庄兵衛		庄兵衛	太左衛門		左吉
	六郎左衛門					六郎左衛門			甚右衛門

阿漕 九郎 与平次 孫兵衛 太左衛門

御中人

百万 友之進 三郎右衛門

葛城 右近 仲四郎 孫兵衛 甚右衛門

関原与市 政佑 勘左衛門 六郎左衛門

厂つぶて 吉左衛門

龍田 九郎 与平次 三右衛門 左吉

鶴飼 喜大夫 友進 一郎兵衛 太左衛門

宗論 弥一郎

鶴 庄五郎 与平次 二郎三郎 左吉

狂言

橋弁慶 御太刀持仲四郎 一兵衛 六郎左衛門

祝言 十左衛門 清兵衛 二二三郎 太左衛門

御能五時以前初七半時過相濟。

今夜六半過、仙溪院様御帰被遊。

しばしば前田家江戸藩邸を訪れる、仙溪院のための能の記録。「御稽古能」という名目だが、本番と変わらない内容で、十五日条

に権兵衛が京都から参上した際も、本日の能について言及している。
〔梅枝〕〔百万〕〔橋弁慶〕は綱紀の所演であろう。

【貞享四年五月二十一日条】

廿一日 快晴。六時過御登城。直ニ之御丸江御出云々。今日御能前後、兩度 御目見。御懇之上意有之云々。尤御家門方御同席ニ而御能御見物御饗応。且又御楽屋江以秋元但馬守殿御菓子御拝領云々。

御能組

紀伊中將様

高砂

甲府宰相様

八嶋

紀伊中納言様

杜若

御中人

加賀中將様

梅枝

水戸少將様

殺生石

尾張中納言様

乱

進藤権右衛門

春藤源七

幸

寶生新丞

高安三太郎

寶生新九郎

觀世

一曾六郎左衛門

森田庄兵衛

葛野九郎二郎

大藏長左衛門

金春三郎右衛門

春日市右衛門

井伊掃部頭殿

森田庄兵衛

寶生新九郎

御城より御老中方、備後守殿并今日御楽屋奉行稲垣安芸守殿へ被成御座。七時御中屋敷御帰館。

今日、御楽屋御供五人可被召連旨、大久保加賀守殿御指図之由。仍多賀信濃、生駒右近、津田半大夫、長谷川頼母、且又竹田權兵衛以上五人被召具。此内権兵衛者御装束御長持ニ添、罷越之由。此外諸橋喜大夫者宝生方より召連罷越、御装束方役者藤田太右衛門、山口半助者役者肝煎。山田藤右衛門、松井喜左衛門方迄被遣彼方より同道仕候由。

屋より代ニ永井伝七郎、伴源兵衛、村惣次郎并予也。御玄関江永井、村、予、同道ニて罷通也。則予、生駒ト代御腰物役之。此時乱初所也。

今日肥後守様御帰府云々。
綱紀が甲府宰相・御三家とともに將軍御前で能を舞った会の本番の記録。楽屋の供としては五人召し連れるよう老中・大久保加賀守から指示があり、藩士四人と竹田権兵衛が付き、他の関係者一諸橋は宝生方より、藤田、山口は役者肝煎という立場で参集することに

なつた。筆者昌興は交代要員で〔乱〕が始まる頃にその場に立ち合った。

【貞享四年五月二十二日条】

廿二日 陰。昨日御拝領之御菓子、頭分以上之輩江頂戴被 仰付也。午後於御料理之間也。伊与、玄蕃、備前、信濃、其より岡嶋一郎兵衛、生駒伝吉、半田惣兵衛、高田源左衛門等、凡廿人斗列座。表御居間より大書院御勝手之方江被成御出 御目見。伊与、玄蕃、其外へ御意有之。則御菓子出、平岡五左衛門、土方勘解由、多賀甚六郎等奉行也。依之右相濟、是等之輩者頂戴也。

小瀬又四郎、室新介江去三日御能御拜見之事、昨日之御能之事、始終可記録之旨可申渡由被 仰出、於桐之間申渡之也。

今日、山口半弥、金沢より参着。

前日の能の際、若年寄・秋元但馬守を使者として下賜された菓子
が、家中の頭分以上の者に配られたことを記す。また綱紀はこの能
について小瀬又四郎（順理）、室新助（鳩巢） 兩人に記録するよう
命じているが、該当するような資料原本の所在は不明である。

【貞享四年五月廿七日条】

廿七日 此日御気色御勝不被遊ニ付、明日御登 城難被遊旨、
御月番并御目付衆等へ以御使者被仰遣之。且来廿九日、織田一
家之衆御招請御能御興行可有之旨、兼而御約束候へ共、右之御
様子ニ付御延引之旨、是又御使者被遣之。

綱紀が気分が悪いので、登城が難しい旨、月番・御目付衆へと連
絡するよう、指示している。また、織田一家、すなわち父・高長が
前田利常のもとに身を寄せていた際に加賀で生まれた織田長頼とそ
の一族を招いての催能が二十九日に予定されていたが、その会も延
期されることとなった。二十九日の会については、十五日に権兵衛
が参上した際も話題に上っており、準備が重ねられていたことが想
像される。なお廿七日条には天候の記事がない。

【貞享四年六月七日条】

七日 晴。前田相模守殿、横山内記殿を以、主膳様江来十六日・
十八日・十九日之内、御出候様ニ被 仰遣。則、十九日御出可

被成旨、御使者を以被仰越也。

主膳様招請の日程調整に関する記事。「主膳様」とは、綱教の従
甥にあたり、後に富山藩三代藩主となる前田利興のこと。延宝六年
に富山で生まれ、本年三月十五日に江戸に赴いた（『加能郷土字彙』
十六・十八・十九日の三日を候補に挙げ、前田相模守孝矩・横山内
記を使者として遣わしたところ、先方より十九日との返答があった。

【貞享四年六月九日条】

九日。昨日宝生九郎参上、御仕舞御稽古有之。宝生儀、来月未
勸進能仕ニ付、寂前宝生将監勸進能之剋も御棧敷被 仰付候。
只今九郎儀、御扶持をも被下候間、今般も御棧敷被 仰付被下
候様ニと小寺平左衛門迄申聞之。則達御聴候処、弥可被 仰付
旨被 仰出也。然今日以竹田権兵衛、黄金二百両以御目録、宝
生江被下之也。

八日に宝生九郎友春が参上し、仕舞の稽古があったことが知られ
る。九郎は、来月末に江戸本所での勸進能を控えており、綱紀は棧
敷を設けることはもちろん、金二百両を出資する等、お抱え役者と
して綱吉頼貞の宝生流を全面的にバックアップしている。

なお、加越能文庫蔵『政鄰記』貞享四年七月二十一日条にも、こ
の勸進能の件につき次のようにある。

一、七月廿一日、宝生太夫明廿二ヨリ於本庄勸進能興行。依之
諸橋喜大夫為御使小袖十被下之。廿二日、御用人村金左衛門を
以宝生父子四人江如左被下之。

白銀三十枚、小袖三 右大夫 単帷子五一種一荷 右政丞
 単帷子五 吉之助 単帷子五 左大夫
 右二付、六月九日御用人小寺平左衛門江迄御棧敷之事願候処、
 御聞届竹田権兵衛を以黄金式百両被下之。右能廿六日濟。

【貞享四年六月十日条】

十日、晴。昼之内聊急雨。今日織田山城守殿、同御息伊豆守殿
 松平市正殿、織田对馬守殿等、其外御招請御能御興行也。御勝
 手江内記様、前田相模守殿、横山内記殿、同左門殿、本多弥兵
 衛殿、村上三右衛門殿、同二郎左衛門殿、溝口十大夫殿等御出
 也。御能五時以前初七時比相濟。

源大夫 権兵衛 源七礼藤也 三郎右衛門 左 六郎左衛門 吉
 三本柱 大藏 弥太郎 治右衛門 左
 実 盛八郎 友進 惣大夫 太左衛門
 夕 顔九郎 権右衛門 三太郎 甚右衛門
 盆さん 弥市郎 新九郎 庄兵衛
 黒塚 権兵衛 源七 孫兵衛 太左衛門
 三井寺 八郎 与平次 権十郎 甚右衛門
 清市 六郎左衛門
 六佑 六郎左衛門

小塩九郎 友進 三郎右衛門 左 庄兵衛 吉
 御中人 新九郎 門

蟻通 喜大夫 万右衛門 勘左衛門 左 甚右衛門 吉
 治右衛門 門

萩大名 弥太郎

東岸居士九郎 与平次 清三 六助 庄兵衛

土蜘蛛 源太郎 源七 勘左衛門 中上権 六郎左衛門

藤戸九郎 権右衛門 清三 六郎 庄兵衛

国栖八郎 万右衛門 市十郎 左 甚右衛門 吉

あさひな 弥太郎 孫兵衛 太左衛門

舟弁慶 喜大夫 友進 惣大夫 六郎左衛門

春日龍神九郎 与平次 孫兵衛 太左衛門

但、山城殿御所望也。取前ハ祝言庄五郎相勤申答候へ共、
 右之通ニ付被差止之。千秋楽謡之。

織田山城守長頼(宇多松山藩主)・織田伊豆守信武・織田对馬長
 政らの招請饗応能の記事。午前八時以前に開始、午後四時頃に終了
 となった。調整役の横山内記・前田相模守らも御勝手に詰めた。

役者については、シテ方が竹田権兵衛広貞・金春八郎元信・宝生
 九郎友春・諸橋喜大夫、(土蜘蛛)の源太郎は不明。ワキ方が春藤源

七・高安友進・進藤権右衛門・山本与平次・春藤万右衛門。笛方は一噌六郎左衛門・山本甚右衛門・森田庄兵衛。小鼓方は樋口治右衛門・加藤惣大夫・宝生新九郎・幸清六・市十郎。大鼓方は金春三郎右衛門・金春三助・高安三太郎・石井孫兵衛・加藤市佑・加藤勘左衛門。太鼓方は観世左吉・藤本太左衛門・中上権六。祝言は竹田庄五郎権兵衛広貞が勤める筈であったが、山城殿の〈春日龍神〉御所望で差し止めになった。

【貞享四年六月十六日条】

十六日、陰。折々微雨。今朝少々御気色御不快ニ付、御登城無之。従金沢飛脚到来。去八日奥村老岐死去之旨、注進之。奥村老岐庸禮行年六十一。〔号敬彊齋。奥村老岐、故平庸礼。師賢居士。〕老岐事ニ付、頭分以上之輩、為伺御機嫌罷出也。且御屋敷中鳴物三日之間遠慮可為者也。

加賀八家のうち奥村家二代目老岐庸礼が、六月八日に没したとの知らせが金沢より届く。それを受けて、三日間鳴物停止となった。加越能文庫蔵『政鄰記』貞享四年六月八日条にも次のようにある。

一、六月八日。奥村老岐庸礼病死。年六十一。葬ニ用儒礼。病氣御尋御使奥村勘左衛門。嫡子因幡德輝江御串使、御使番井上三太夫一貞江被仰渡、依而一貞ニ御羽織一判金老杖被下之。廿二日金沢到着。御馬廻頭山崎治部右衛門を以御香典白銀廿枚被下之。但、勘左衛門八十一日江戸発、然尩八日死去也。其旨十六日告来。邸内鳴物三日遠慮。

【貞享四年六月十七日条】

十七日、晴。(中略)御上屋敷御新宅御舞台之事、宝生江好被仰付。依之、今昼九郎御上屋敷江参上。於其所委細相好建申所等極申旨、今夜平岡五左衛門言上之。

普請中の上屋敷の舞台は、宝生九郎友春の好みに則るとの命令があった。本日上屋敷に参上した九郎から具体的な注文を聞いたことを、夜に平岡が言上した。

【貞享四年六月十九日条】

十九日、晴。今日主膳様御招請之事、御延引被遊也。

七日条にて本日と決定していた主膳様招請が延期となった。